

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	小学校給食費補助(4月～11月分)(臨時措置)	①食材費の高騰が続く中で、小学校給食の量及び質を維持するため、令和4年度から令和7年度にかけて、給食費を1年生は年額17000円(月額1600円×10ヵ月+4月分1000円)、2～6年生+支援級は年額17,600円(月額1600円×11ヵ月)増額した。物価高騰による各家庭の生活状況を鑑みて、保護者の負担軽減のため、増額相当分を市が補助するもの。 ②需用費(給食の賄材料費) ③給食費の増額相当分のうち4月～11月分 ・1年生給食費:1,000円(4月分)×1,100人+9,600円(5～11月分(8月除く))×1,100人=11,660,000円 ・2～6年生及び支援級給食費:11,200円(4～11月分(8月除く))×6,140人=68,768,000円 ・給食費増額分合計:11,660,000円+68,768,000円=80,428,000円 ④公立小学校へ通う児童の保護者(教職員を除く)	R7.4	R7.11
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	中学校給食費補助(臨時措置)	①食材費の高騰が続く中で、中学校給食の量及び質を維持するため、令和4年度から令和7年度にかけて、給食費を1食につき100円増額した。物価高騰による各家庭の生活状況を鑑みて、保護者の負担軽減のため、増額相当分を市が補助するもの。 ②需用費(給食の賄材料費) ③給食費の増額相当分(100円×500,000食=50,000,000) ④公立中学校に通う生徒のうち、給食を利用する生徒の保護者(教職員を除く)	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	公立保育所給食費補助(臨時措置)	①食材費の高騰が続く中で、令和7年度から国の定める定価格の増額に併せて副食費の徴収額を300円増額した。一方で主食費については、平成27年度に設定した750円を据え置きとしているが、令和4年度と比べて現在の1食あたりの米の単価は約14円増額しており、主食として提供されるパンの単価の増額分を合わせると月額で381円増額している。しかしながら、物価高騰による各家庭の生活状況を鑑みて、保護者の負担軽減のため、教職員を除く給食の主食費の増額分を市が補助するもの。 ②需用費(給食の賄材料費) ③主食費増額相当分(381円)×3～5歳児クラス園児数(255人)×12ヵ月=1,165,000円(千円未満切捨て) ④公立保育園へ通う3～5歳児クラス児童の保護者	R7.4	R8.3
4	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金エネファーム[太陽光発電等の機器設置]に係る個人向けの補助(臨時措置)	①物価高騰下における生活者を支援し、ひいては脱炭素社会を実現するため、家庭におけるエネルギー費用の負担軽減に資する太陽光発電システム等の設備等を新たに設置・購入数場合の費用の一部を補助するもの。 ②住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金 ③住宅用太陽光発電システム(50,000円)×52件+家庭用燃料電池システム(40,000円)×30件+定置用リチウムイオン蓄電システム(40,000円)×34件+電気自動車受給設備(20,000円)×4件+ZEH加算(50,000円)×4件+電気自動車(20,000円)×28件=6,000,000円 ④該当機器等を設置する市民等	R7.4	R8.3
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	妊産婦健康診査費用の補助拡大(臨時措置)	①物価高騰による影響下でも、母親の産前健康状態の安定を図るため、妊婦の健康診査費用の補助を拡充し補助するもの。 ②妊婦健康診査の費用補助及び事務手数料 ③(2,000円×10,000枚)+(50円×10,000枚×1.10)=20,550,000円(市内で健康診査を受けた妊婦分の妊婦健康診査の費用補助及び当該補助に係る事務を担う産科婦人科医会への事務手数料) 2,000円×1,100枚=2,200,000(他自治体で健康診査を受けた妊婦のための償還払い分) 20,550,000円+2,200,000円=22,750,000円(総事業費) そのうち、年度内に支払いが完了する22,750,000円(総事業費)×10/12月(4月～1月分)=18,958,000円を交付対象経費(B1)とし、22,750,000円×2/12月(2月、3月分)=3,792,000円をその他財源(一般財源)とする。 ④市内在住の妊婦	R7.4	R8.3
6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	ひとり親家庭等への夏季休暇期間の食料支援(臨時措置)	①物価高騰によって食費の負担が増加しているひとり親家庭等(児童扶養手当の受給者)に対して、夏季休暇期間中の児童に係る食費の負担を軽減するために、小中学生の児童1人当たり4,400円分(440円分×10枚)のおこめ券を配布するもの。 ②委託料(おこめ券の用意、封入配布までを事業者に委託) ③おこめ券 3,800枚×490円(おこめ券440円+事務手数料等50円)=1,862,000円 封入作業費 380組×25円=9,500円 1,862,000円+9,500円=1,871,500円 =1,871,000円(千円未満切捨て) ④児童扶養手当の受給者の内、小中学生の児童を養育している者(380名)	R7.8	R8.3
7	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	生活困窮者等への食料支援負担金(臨時措置)	①生活困窮者に対して、フードバンクで食料配布を行うとともに、子ども食堂や地域食堂(低額で食事を提供する食堂)の開設を希望するNPO法人等を金銭的にサポートすることで、物価高騰下で厳しい状況におかれている生活困窮者の支援を行う。 ②負担金(市と協定を締結したフードバンク事業に対して支払う人件費相当分、子ども食堂の開設を希望するNPO法人等に対する支援金) ③・フードバンク事業運営:1,162円(神奈川県最低賃金見込)×4.5時間×20日×12ヵ月×3人=3,764,880円 ・地域食堂開設に関するサポート等:1ヵ所10時間×3団体×2,000円=60,000円 ・3,764,880円+60,000円=3,824,000円(千円未満切捨て) ④市内在住の生活困窮者	R7.4	R8.3
8	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	小学校電気料金高騰分(臨時措置)	①市立小学校における電気料金のうち、物価高騰に伴う令和3年度末から令和7年度当初までの増額分を補填しようとするもの。 ②需用費のうち、物価高騰に伴う電気料金の増額分 ③100,363,882(令和7年度当初予算額)-61,190,845(令和3年度末決算値)=39,173,000円(千円未満切捨て) ④市立小学校16校	R7.4	R8.3
9	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	小学校ガス料金高騰分(臨時措置)	①市立小学校におけるガス料金のうち、物価高騰に伴う令和3年度末から令和7年度当初までの増額分を補填しようとするもの。 ②需用費のうち、物価高騰に伴うガス料金の増額分 ③35,018,489(令和7年度当初予算額)-23,781,580(令和3年度末決算値)=11,236,000円(千円未満切捨て) ④市立小学校16校	R7.4	R8.3
10	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	中学校電気料金高騰分(臨時措置)	①市立中学校における電気料金のうち、物価高騰に伴う令和3年度末から令和7年度当初までの増額分を補填しようとするもの。 ②需用費のうち、物価高騰に伴う電気料金の増額分 ③54,446,000(令和7年度当初予算額)-32,713,476(令和3年度末決算値)=21,732,000円(千円未満切捨て) ④市立中学校9校	R7.4	R8.3
11	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	中学校ガス料金高騰分(臨時措置)	①市立中学校におけるガス料金のうち、物価高騰に伴う令和3年度末から令和7年度当初までの増額分を補填しようとするもの。 ②需用費のうち、物価高騰に伴うガス料金の増額分 ③6,777,000(令和7年度当初予算額)-4,221,877(令和3年度末決算値)=2,555,000円 ④市立中学校9校	R7.4	R8.3
12	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	小学校給食費補助(12月～3月分)(臨時措置)	①食材費の高騰が続く中で、小学校給食の量及び質を維持するため、令和4年度から令和7年度にかけて、給食費を1年生は年額17000円(月額1600円×10ヵ月+4月分1000円)、2～6年生+支援級は年額17,600円(月額1600円×11ヵ月)増額した。物価高騰による各家庭の生活状況を鑑みて、保護者の負担軽減のため、増額相当分を市が補助するもの。 ②給食費の増額相当分のうち12月～3月分 ・1年生給食費:6,400円(12月～3月分)×1,100人=7,040,000円 ・2～6年生及び支援級給食費:6,400円(12月～3月分)×6,140人=39,296,000円 ・給食費増額分合計:7,040,000円+39,296,000円=46,336,000円 ④公立小学校へ通う児童の保護者(教職員を除く)	R7.12	R8.3